

お客様各位

株式会社NTT ファシリティーズ

新型コロナウイルス感染症対策に係る電気料金の取扱いについて（第11報）

このたびの新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大したことを受けて、2020年12月23日付のお知らせ「新型コロナウイルス感染症対策に係る電気料金の取扱いについて（第10報）」にてご案内した特別措置における電気料金の支払期限の延長期間について、2020年10月分は4か月から5か月に、2020年11月分は3か月から4か月に、2020年12月分は2か月から3か月に、2021年1月分は1か月から2か月にそれぞれ変更いたします。また、新たに2021年2月検針分の電気料金の支払期限を1か月延長いたします。なお、その他の条件は変更ありません。変更後の特別措置の内容は次の通りです。

1. 対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けており、当社に対して一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申し出をいただいたお客さま

2. 特別措置の内容

次の表の通り電気料金の支払期限を延長いたします。

| 対象となる電気料金 | 延長期間 |
|-----------------|------|
| 2020年2月※～10月検針分 | 5か月間 |
| 2020年11月検針分 | 4か月間 |
| 2020年12月検針分 | 3か月間 |
| 2021年1月検針分 | 2か月間 |
| 2021年2月検針分 | 1か月間 |

※支払期限日が一時的な資金の緊急貸付の受付開始日（3月25日）以降のものに限ります。

3. 特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社NTT ファシリティーズ kWhale お問い合わせ窓口

TEL 0120-602-203

電話受付時間 9:00 - 17:00（土日祝日除く）

FAX 0570-00-4190

E-mail nttf-info@nttf-em.jp

以上